

# 『雑紙』は大切な資源です！

家庭や事業所には、新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外にもリサイクルできる紙・板紙や紙製品が多くあります。

それらの古紙を総称して『雑紙(ざつがみ)』と呼びます。

具体的には、不要となった 投込みチラシ、コピー用紙、包装紙、紙袋、紙箱などです。

作成：庄原市環境建設部環境政策課

## ■ リサイクルできる紙類の例

・折り込みチラシ



・包装紙



・紙袋



・封筒



・はがき



・ダイレクトメール



・学校配布のプリント



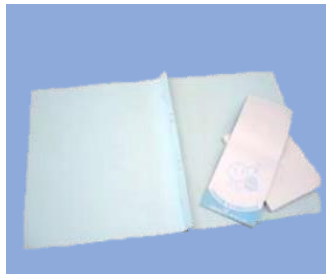
・ノート



・使用済みコピー用紙



・メモ用紙、紙製ファイル



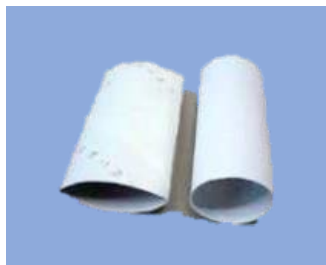
・ティッシュ箱、お菓子箱、おもちゃ等の紙箱



・カレンダー



・トレットペーパーの芯



※ ファイル・バインダー・カレンダーなどの金具やダイレクトメール等のビニール包装は取り外しましょう

※ 分別や排出方法は自治体の方法に従ってください。

# リサイクルできない紙類と異物

古紙に混ざるとトラブルや不良品の原因になります。  
古紙に混ぜない(出さない)で、可燃ごみに出してください。

## ■リサイクルできない紙類の例

・臭いのついた紙、芳香紙



(香水など試供品の台紙)

・汚れた紙



(洗剤や線香の箱)



(食べ物や油が付着した紙)



(使用済みペーパータオル)

・粘着物



(シール)

・圧着はがき



・カーボン紙、ノカーボン紙



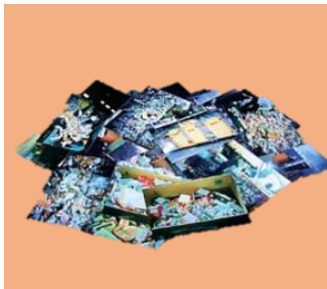
(複写伝票)

・感熱紙



(レシート)

・印画紙



(写真)

・アルミ箔の紙



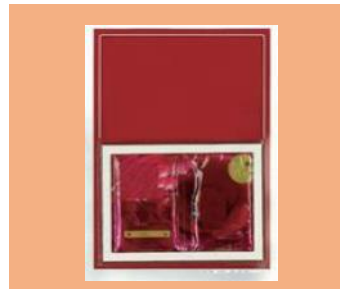
(カップ麺のふた)

・防水加工された紙



(紙コップ・紙皿)

・雑誌などの付録



(プラスチック類など)

・アイロンプリント紙

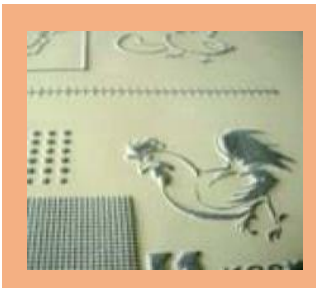


・詰め物の紙



(緩衝材)

・感熱性発泡紙



(点字印刷物:絵柄)



(点字印刷物:地図)